

---

◎議案第 9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 10、議案第 9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） それでは説明いたします。議案第 9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26年 9月 5日提出。白老町長。

附則、この条例は平成 26年 10月 1日から施行する。

次のページの議案説明であります。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴い町外住宅の入居者資格要件に関する規定において、同法を引用している条項について所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 9号 白老町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 9号は原案のとおり可決されました。